

裁 判 所	東京地方裁判所
事 件 番 号	平成28年（行ウ）第211号
事 件 名	工事実施計画認可取消請求事件
判決年月日	令和2年12月1日
判 示 事 項	<p>(第1事件)</p> <p>1 新幹線鉄道の路線の建設に係る全国新幹線鉄道整備法9条1項に基づく工事実施計画認可の取消訴訟と建設予定地の周辺住民の原告適格（積極）</p> <p>2 新幹線鉄道の路線の建設予定地の周辺住民が同建設に係る工事実施計画認可の取消訴訟の原告適格を有するとされた事例</p> <p>(第2事件)</p> <p>1 &lt;1&gt;乗客として安全な輸送役務の提供を受ける利益を有すると主張する者、&lt;2&gt;南アルプス及び新幹線鉄道の路線の建設が予定されている地域の良い自然環境を享受する利益、同自然環境の保全を求める権利及び自然と触れ合う権利を有すると主張する者並びに&lt;3&gt;新幹線鉄道の路線の建設工事予定地内に所在する土地、建物、立木に係る所有権者、借地権者等又は居住する者と同建設に係る全国新幹線鉄道整備法9条1項に基づく工事実施計画認可の取消訴訟の原告適格（消極）</p> <p>2 新幹線鉄道の路線の建設予定地の周辺住民が同建設に係る工事実施計画認可の取消訴訟の原告適格を有しないとされた事例</p>
判 決 要 旨	<p>(第1事件)</p> <p>1 新幹線鉄道の路線の建設予定地の周辺地域に居住する住民のうち、工事の進行に伴う建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、開業後の列車の走行、鉄道施設の設置等に起因する大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下、日照障害等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、上記建設に係る全国新幹線鉄道整備法9条1項に基づく工事実施計画認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として原告適格を有する。</p> <p>2 〈略〉</p> <p>(第2事件)</p> <p>1 &lt;1&gt;乗客として安全な輸送役務の提供を受ける利益を有すると主張する者、&lt;2&gt;南アルプス及び新幹線鉄道の路線の建設が予定されている地域の良い自然環境を享受する利</p>

	<p>益、同自然環境の保全を求める権利及び自然と触れ合う権利を有すると主張する者並びに&lt; 3 &gt;新幹線鉄道の路線の建設に係る工事实施計画の工事予定地内に所在する土地、建物、立木に係る所有権者、借地権者等又は居住する利益を有するにすぎない者は、上記建設に係る全国新幹線鉄道整備法9条1項に基づく工事实施計画認可の取消訴訟の原告適格を有しない。</p> <p>2 〈略〉</p>
<p>事案の概要</p>	<p>本件は、&lt; 1 &gt;被告参加人が、処分行政庁に対し、中央新幹線（品川・名古屋間）の建設（以下「本件事業」という。）のうち土木構造物関係分の工事に関する工事实施計画（以下「本件計画（その1）」という。）の認可の申請をしたところ、処分行政庁が、全国新幹線鉄道整備法9条1項に基づく認可（以下「9条認可」という。）として、本件計画（その1）の認可（以下「本件認可（その1）」という。）をしたことについて、本件事業が実施されることが予定されている地域を含む東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県、岐阜県及び愛知県の7都県（以下「本件7都県」という。）等に居住する原告らが、本件認可（その1）は違法であると主張して、その取消しを求め、&lt; 2 &gt;被告参加人が、処分行政庁に対し、本件事業のうち本件計画（その1）に係る工事以外の工事に関する工事实施計画（以下「本件計画（その2）」という。）の認可の申請をしたところ、処分行政庁が、9条認可として、本件計画（その2）の認可（以下、「本件認可（その2）」という。）をしたことについて、本件7都県のうち東京都、静岡県、長野県、岐阜県及び愛知県に居住する原告らが、本件認可（その2）は違法であると主張して、その取消しを求めた事案である。</p>
<p>訟務月報</p>	<p>68巻1号</p>